



交通安全情報No.56

ストップ・ザ・交通事故

令和4年11月14日
警察本部交通部
交通総合対策センター



自転車安全利用五則が変わりました!



令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定により、
「自転車安全利用五則」の内容が変わりました!

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用

自転車安全利用五則は、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを取り上げていますが、ほかにも様々な交通ルールがありますので、よく確認して、安全な運転をお願いします!

特殊詐欺に注意! 「詐欺電話がきたら#9110」